



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべきこととは凡て本欄に於て紹介する。

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む。

### 記

一、精算調書（別紙第一號様式ニ依ル）

二、殘餘物件調書（別紙第二號様式ニ依ル）

### 三、圖面

工事箇所並ニ精算調書ニ對照スル番號ヲ朱色ニテ示シタル陸地測量部刊行五萬分一地形圖

市街地ニ關スルモノニ付テハ別ニ同様ノ表示ヲ爲シタル市街圖ヲ添附ノコト

追テ

市ニ於テ國庫ノ補助ヲ受ケ執行中ノ產業振興街路改良事業ニ付テモ本文ノ趣旨ニ依ル申請書ヲ徵シ御進達相成度（本追書ハ六大都市關係府縣知事宛ノモノニ限リ付ス）

### 第一號樣式

農村振興（又ハ產業振興）府縣道改良事業費精算調書

功認定申請樣式ニ關スル件通牒

何々  
縣府

### 發第五七號

昭和八年三月十五日

內務省土木局長

各府縣知事殿

農村振興及產業振興國庫補助道路改良工事竣





備 考

一、費目欄ノ稱呼ハ精算調書中ノ費目ニ合致スル様工事費中材料費、器具機械費、雜費又ハ監督雜費等ニ區分スルコト  
二、殘餘物件及其見積價格欄ニハ殘存セル物件ノ數量及其ノ見積單價金額ヲ記入スルコト  
三、殘餘物件ニ付テハ處分方法又ハ今後ノ使途ヲ摘要欄ニ記入スルコト（道路費國庫補助規程第六條參照）  
以上

發第五八號

昭和八年三月十五日

第一號様式

農村振興町村土木事業費精算調書

各府縣知事殿

內務省土木局長

何々 県  
府

農村振興町村土木事業費精算調書

算認定ニ關スル件

道路（河川）（港灣）ノ部

國庫補助ノ條件ニ基キ申請セラルヘキ農村振興町村土木事業竣工認定ニ付テハ別紙第一號様式指導費ニ付テハ第二號様式ニ依ル調書並ニ補助ニ關スル府縣ノ規程一部添屬シ申請相成度

- (一) 計畫事業費總額  
(二) 國庫補助基本額  
(三) 國庫補助指令額  
(四) 事業費精算額  
(五) 補助金精算額

圓 圓 圓 圓 圓

追テ本件事業ニ對スル竣工報告ハ翌年八月十八日内務部長土木課長事務打合會ニ於ケル指示事項「農村振興町村土木事業ニ關スル件」（十四）ニ依リ報告セラルヘキ義



事ノ一部分ヲ請負ニ付シタルモノニ付テハ工事執行方法欄及事業費精算額内譯欄ヲ二欄ニ分割掲記ノコト

第二號様式

農村振興町村土木事業指導費精算調書

何々

縣府  
圓

一、國庫補助指令額  
一、指導費精算額

圓 圓

一、指導費豫算額

精算內譯書

圓

摘要

費目	種別	單位	豫 精		精 算		摘要
			數量	單價	金額	數量	
監督費							
一、俸給給料	技手						
二、雜給及雜費	雇員	書記					
三、事務費	何々						

旅費、手當、賞與、傭人  
賃等ヲ含ム  
營繕費、備品費、消耗品  
費、通信運搬費ヲ含ム

備考ナシ	雜費	何々

## 行政判例

せざるも違法に非ざること當裁判所が屢次判示する所の如くなるを以て右主張は理由なし。〔註参照〕

### ○昭和六年第八〇號土地收用審査裁決に對する訴

昭和七、一二、一〇宣告（原告栃木縣都賀郡國府村清水藤十郎、被告栃木縣收用審査會）

### ○地上物件の移轉を要するものに付移轉の方法及場所指示

の要否

### ○殘地補償要否の事實認定

### ○地上物件移轉の要否の事實認定

〔判言〕

○原告は本件裁決に於て、地上物件の移轉地を指定せずして漫然移轉を命じ、之が移轉補償金を定めたるは違法なりと主張するも地上物件の移轉に關する裁決に於て、移轉の方法及場所を指示

合は本件收用地たる軌道の爲同字八一三番の宅地と分離せらるゝも、右宅地及畠の東側には道路ありて、其の軌道との交叉點には踏切あるが故に、該宅地と畠との交通に妨なく、其の現況は異なること檢證調書に依り明なるが故に、其の畠としての效用は本件收用後と雖も從來と異る所なきものと認むべし。

3、字道祖神八一三番宅地の殘地中檢證見取圖（ロ）七百四十

六坪五匁の部分は本件收用地たる電車軌道に沿ひ、且地形不整の宅地と爲ること検證見取圖に徵し明なるを以て、本件收用の爲從來より其の價格の減少を來すものと認むるを相當とす。

○原告は國府村大字大塚字道祖神八一三番宅地所在木造平家建築本壁塗本家一棟を其の南方直前約十間を距つる場所たる同字八一四番八一五番の畠地に移轉するの必要上右八一三番宅地所在

木造瓦葺三階建離家(中略)一式を必然的に移轉するを要すと主張すれども、檢證調書に依れば右本家の西北隅に掛け出したる炊事場の扇の一隅約一尺三寸餘の部分が、本件收用區域に跨がるに過ぎざること明なれば、之を切取り移轉するも右本家を從來用ひたる目的に供すること能はざるものに非ざるを以て、右本家全部を移轉するの必要なく、從て前示各物件をも移轉するの必要なきものと認む。

〔註〕地上物件の移轉に關する裁決に於ては、移轉の方法及場所を指示すべきものに非ずとする判例の一を左に掲記する。判例は

物件の移轉の方法及場所は其の所有者の任意の措置に過ぎざるもので收用審査會の裁決の干與すべきものではないとするにある。

(藤村生)

原告は土地收用法第五十一條の地上物件の移轉とは其の物件を原狀の儘移轉する場合か、又は一旦之を撤去するも他の場所に於て原狀の如く築造する場合を指すものにして、本件は移轉の

場所を指示せざるを以て、原狀の儘後方殘地に引移すことを命じたるものなること勿論なりと主張すれども、同法條に所謂移轉とは斯くの如く局限せられたる意義に非ずして、汎く收用地より他に移轉することを指し、其の移轉の方法及場所は其の所有者任意の措置に過ぎずして、收用審査會の裁決の干與すべきものに非ず。(昭和四、七、二八宣告)

○昭和五年第三四六號土地收用審査會裁決取消請求の訴、昭和七、一二、二〇宣告(原告長野縣下伊那郡

川路村牧内泰一、被告長野縣收用審査會、參加人三人信鐵道株式會社)

○起業者が收用を申請したる土地の區域が内務大臣の認定したる事業に必要なものなりや否の審査

○内務大臣が認定したる事業が何なりやの判定  
〔判旨〕

○參加人は原告は土地收用法第二十五條に依る意見書を提出せざりしを以て、被告が參加人の申請の通り爲したる本件裁決は違法に非ざる旨主張するも、起業者が收用を申請したる土地の區域が内務大臣の認定したる事業に必要なものなりや否は、同條に依る土地所有者又は關係人の意見書の有無に係らず、被告に於て當然審査して之が裁決を爲すべきものと解するを相當と

す。

○内務大臣が認定したる事業が何なりやは起業者の事業認定申請書に添付せる事業計畫書及圖面に依り之を判定すべきものと解するを相當とす、而して参加人が昭和四年八月十日内務大臣の認定を受けたる事業は、愛知縣北設樂郡三輪村より長野縣下伊那郡川路村に至る鐵道線路の建設並天龍峠停車場外二停車場及び二停留場の建設にして、而も天龍峠停車場の用地二千七十四坪内に建設せらるべきものゝ内には、舍宅、合宿所、保線係詰所、變電所及材料置場等を包含せず、單に貨物ホーム、貨物上家及線路のみなることは、被告の提出に係る参加人の内務大臣宛昭和四年七月十七日附土地收用事業認定申請書添付の事業計畫書及圖面に徵し明なる所とす、然れば参加人が係争土地を收用する必要ありとなす舍宅、合宿所、保線係詰所、變電所及材料置場の建設事業は、土地收用法第十二條に依る内務大臣の認定を受けたるものに非ずと解するを相當とす、從て参加人は之等の建物等の建設に必要なりとして土地收用法を適用し、係争土地の收用の裁決を申請することを得ざるものにして、被告が参加人の申請を認めて係争土地の收用の裁決を爲したるは違法にして取消を免れざるものとす。

### 省營自動車の充實計畫

○元の鐵道省自動車課事務官今の大鐵局營務課長が三月刊行の「交通の日本」に省營自動車漸くにして四線百九十五糎三月末で九線三百九十九糎八、九、十年度で八百五十萬圓の繼續費千七百糎八年度丈でも三百萬圓で六百九十六糎、而壁九年で千百糎、七年後には三千百糎弱、而壁九年では如何と憂慮せられて居るが、今度鐵道省では道路改善現況及計畫、バス實施の要否等を急速に調査し、全國に涉つて五ヶ年計畫で省營バスの充實を計畫せられ之れが爲に鐵道公債八千萬圓を發行し明九年度より着手すると傳へらるゝ、此計畫的な大計畫が實施せらることとならば菅氏も微笑せらるゝべく世間でも多大の興味を以て迎へらるゝ事である、若し此計畫を實施するに臨みてはよろしく道路管理と協調し之れが爲めに意見の紛糾を來たすが如き事なからしめ、地方民をして氣持ちよく利用し得ることに注意せられんことを望むのである。